

抜 粋

策定	平成17年12月
変更	平成19年5月
変更	平成22年5月
変更	平成25年5月
変更	平成26年9月
変更	令和2年11月
変更	令和3年7月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和3年 7月

富 山 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1. 農業・農村をめぐる現状

富山市は、県の中央部に位置し、東は概ね常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は呉羽丘陵を越えて射水地区広域圏及び砺波広域圏に接し、北は富山湾に面しており、急峻な山岳・中山間地域・丘陵・河川・海岸と美しく豊かな自然環境を形成している。

富山市では、県都としての優位性を生かして、農業・商業・工業が一体として発展してきた。このことにより、農村は多様な職業の人々が住居する混住化社会へと変貌し、農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれている。

農家数は、4,962戸（2020農林業センサス）と年々減少しているが、近年は大規模経営農家がわずかながら増加傾向にある。また、農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足が顕著化している。

耕地面積は、水田率が95.4%と高くなっている。また、ほ場整備率（30a以上の大区画）は76.2%（平成27年度末農村整備課調）に達し、1haの大型区画の整備も進められている。これに伴い農地の流動化面積も着実に伸びてきており、利用権設定率は、令和元年12月末（農業委員会事務局調）では36.4%となっているが、県の46.5%（令和元年3月末）をかなり下回っている。一方で、耕地面積は年々減少を続けており、中山間地域を中心として、遊休農地も増加してきている。

農業粗生産額は、米に大きく依存した構造となっており、日本なし・花き等は横ばい傾向にある。農家1戸当たりの農家所得では、比較的高い水準にあるが、農業所得の農家所得に占める割合（農業依存度）が低く、農外所得に依存した農家経済となっている。

2. 富山市農業・農村の基本方針

農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進めることは依然として重要であり、「富山市農林漁業振興計画」を基本に、これらの担い手が地域の農業の相当部分を担うような段階的な農業構造改革の推進を主要方策の一つに掲げつつ、「担い手の育成・確保、農地の集積、農業生産基盤の整備」、「スマート農林水産業の推進、農福連携の推進」、「農林水産物プロモーションの推進、農林水産物の高付加価値化」、「健康作物の栽培振興」、「有害鳥獣による農作物被害の低減、人身被害の防止」、「中山間地域農業の活性化」の推進により、元気な農業と魅力ある農村を目指し、農業・農村に関する方策を展開す

る。

① 担い手の育成・確保、農地の集積、農業生産基盤の整備

農業者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、農業を持続的に発展させるため、やる気のある若い就農者を確保するとともに、集落営農組織等の法人化により、経営基盤の安定した経営体の育成を推進するとともに、意欲ある担い手を中心に、農地集積や集約化を進め、経営面積の拡大と作業の効率化を図ることで、農業経営の低コスト化や省力化により、経営基盤の強化を図る。

また、農業経営の低コスト化、省力化、経営基盤の強化を図るため農業生産基盤整備による農地の大区画化・汎用化等を推進し、農業経営体の生産性、収益性の向上及び耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地を確保する。

農業水利施設やため池等の機能を安定的に発揮させるため、適切な維持管理・更新を支援し、農業生産基盤の維持を図り、農業用水路への転落事故を未然に防ぐため、危険個所の把握や意識啓発するとともに、必要に応じて安全施設の整備を行うなど、安全対策を推進する。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援に努める。

② スマート農林水産業の推進、農福連携の推進

AI、ICT及びロボット技術等先端テクノロジーを活用するスマート農林水産業を推進し、従来の経験に基づく農林水産業からデータに基づく農林水産業へ転換することで、省力化や効率化を図り、産業としての魅力を高めることで、若者など新たな担い手を確保することで、農林水産業の活性化を目指す。

また障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の生きがいを創出し、社会参画を促す農福連携を推進する。

③ 農林水産物プロモーションの推進、農林水産物の高付加価値化

農林水産物を取り巻く環境は、国内市場においては、人口減少や少子高齢化により需要が縮小するなど、一層厳しくなるものと考えており、また、国外においては、日本食・食文化に対する関心の高まりより、需要が見込めることから、国内外への積極的なプロモーション活動によって、販路を拡大するとともに、農林水産物の知名度の向上を図り、農林水産業を振興する。

また、農家レストランや観光農園、地場もん屋等の直売所において、地場農林水産物やその加工品の販売を支援することで、地産地消を促進するとともに、6産業化に取り組む農業者等を支援することで、農林水産物の高付加価値を図る。

④ 健康作物の栽培振興

エゴマ等の健康作物の栽培に対し支援を行い、栽培面積の増加を目指す。エゴマについては収量向上に向けた実証調査を行い、本市における栽培技術の確立を目指すとともに、栽培したエゴマの葉や油の成分研究を行うほか、海外と連携した新たな

なオイルの開発などに取り組むことにより、エゴマの高付加価値化と国内外での普及展開を図る。

⑤ 有害鳥獣による農作物被害の低減、人身被害の防止

鳥獣被害防止特措法に基づき、富山市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動の強化及びイノシシ防除用電気柵やカラス防除用ワイヤー等の防護柵の設置による被害防除活動の推進を図るとともに、イノシシ等を対象とした捕獲報奨金制度や新規狩猟免許取得者への支援等により、有害鳥獣対策の強化・促進を図り、農作物被害の低減に努める。

また、クマやイノシシなどによる人身被害を防止するため、地域住民との協働による環境整備や猟友会等の巡回パトロールの協力体制の充実を図り、パトロールの強化に努めるとともに、必要に応じて捕獲や防除などの対策をとる。また、銃やわなの狩猟免許の新規取得を支援するなど、有害鳥獣の捕獲隊員の育成に努める。

⑥ 中山間地域農業の活性化

地域ぐるみで取り込まれる農業生産活動や中山間地の農業・農村が有する水源涵養、洪水防止等の多面的機能を増進させる活動として水田夏期湛水や水田貯留への取り組みを拡充し、耕作放棄地の発生防止と農業の活性化を図るとともに、都市住民との連携による棚田保全活動を推進する。また、公民館などを拠点に、地域活動や若者、女性など幅広い世代や都市と農村との交流活動などを後押しし、魅力ある地域づくりの創出に努める。

3. 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

このような現状と課題に対応し、富山県の基本方針に沿って、農業を今後とも富山市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要になっている。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置づけ、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和8年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対して、実質化された「人・農地プラン」等に則した農用地の利用集積をはじめ、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を富山市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携、調整を図りながら総合的に講ずる。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、集落・地域の話し合いをもとに、農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進める。

4. 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

富山市において、目標とすべき農業経営としては、

- ① 令和8年までの間に実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ② 担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ③ 常時従業者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成

を図りつつ、地域の他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準を目指す。

目標とすべき農業経営の姿

【標準タイプ】主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね500万円

【発展タイプ】主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね750万円

既に500万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、主穀作経営等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業などの積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。

この際、「人・農地プラン」により地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図ることとし、これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携・調整を図りつつ実施する。

また、主穀作経営については、園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。畜産、園芸などについては、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成等を推進する。

特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化、新たな人材の受け入れ等による経営の円滑な継承・持続性の確保を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。

さらに、消費者ニーズへの対応や産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築す

るなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。

なお、これらの経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の管理維持、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携・協力していくことを通じて健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化を図るとともに、水利施設、農道の整備と適切な維持管理に努めるほか、農地の集団化と汎用化を進める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

5. 担い手を補完する体制づくり

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、地域の実態に即し、農業協同組合等の農作業受託組織の育成、広域基幹施設の整備を図る。

今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取組みを喚起するものとする。また、関係者それぞれが期待される役割を確実に担いつつ、相互の連携を密にして、「富山市農林漁業振興計画」の着実な推進に向けて積極的に取り組むものとする。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化などの経営体質の強化を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、富山市の45歳未満の新規就農者を年間20人以上確保することを目標とする。なお、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験者等を活かし、意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

富山市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標（標準タイプ）の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた富山市の取組

富山市の農業の後継者の確保・育成を図るため、就農相談や農業体験、就農準備研修等による支援を行うほか、県が開校する「とやま農業未来カレッジ」の活用を誘導し、就農前の農業の基礎的知識や実践的技術を学べるよう、農業研修体制の充実を図ることにより、意欲ある青年新規就農者を確保する。